

高齢者施設における新型コロナ対応体制等調査への回答について（依頼）

日頃から本市の新型コロナウイルス感染症対策の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されますが、高齢者施設では重症化リスクが高い高齢者が多く生活されており、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を当面継続する必要があります。

については、厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け事務連絡）に基づき、医療機関との連携体制の確保状況等について御回答をお願いいたします

回答方法

<回答用WebフォームURL>にアクセスのうえ、回答ください。

URL : <https://logofom.jp/form/FUQz/394425>



なお、本件は地域医療介護総合確保基金（介護分）による「令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」における「感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用」の補助にあたっての要件の確認を兼ねており、事業開始された日から60日が経過する日又は当該施設にて新型コロナウイルス感染者が発生し施設内療養を行った最初の日のいずれか早い日までの間にすべての要件を満たすことを回答された施設のみ補助の対象となりますので御留意ください。

※施設内療養に要する費用の補助にあたっての要件

- ①新型コロナウイルス感染者が発生した際に、以下の3つの対応を行う医療機関を確保している施設であること。（自施設の医師が対応を行う場合を含む。）
 - ・施設からの電話相談への対応
 - ・施設への往診（オンライン診療含む）
 - ・入院の可否の判断や入院調整
- ②感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施している施設であること。
- ③希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施している施設であること。

詳細は本市案内ページを確認ください

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000150047.html>

「高齢者施設における新型コロナ対応体制等調査の実施について」